資 料 1

# 会議の公開・非公開について（案）

本部会の今後の審議内容は公募要項や提案内容など発注情報へ密に関係するものであるため、会議の内容の一部を非公開としていただきたいと考えており、今後の公開・非公開についてご審議をお願いします。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下、条例という。）第 31 条に基づき、下水道管路の公民連携事業検討部会の会議は、原則、公開となります。

ただし、条例第 31 条ただし書（3）に該当する以下の審議事項は、非公開とします。

＜非公開とする審議事項＞

第２回検討部会以降（マーケットサウンディング結果報告資料は除く）

公募要項に関連する発注情報の漏洩につながるおそれがあることに加え、評価における適正な審査が阻害される可能性があるため

| | 日　程 | 審 議 事 項 |
|---|---|---|
| 第１回 | 令和８年７月８日 | 事業スキーム等の審議 |
| 第２回 | 令和８年 10 月 27 日 | マーケットサウンディング結果報告、スキーム修正案の審議 |
| 第３回 | 令和９年１月頃 | 実施方針（案）、要求水準書（案）の審議 |
| 第４回 | 令和９年３月頃 | 入札関連図書（募集要項、評価基準等）の審議 |
| 第５回 | 令和９年５月頃 | 入札関連図書（募集要項、評価基準等）の確定 |
| 第６回 | 令和９年 11 月頃 | プレゼンテーション審査・優先交渉権者の選定 |
| 第７回 | 令和 10 年１月頃 | 審査講評（案）及びモニタリング運用ルールの確認 |

【参考】横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（会議の公開）第 31 条

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 他の法令等に特別の定めがある場合

(2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合